債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３００１号
大阪市平野区長吉長原４丁目14番20号
清算株式会社　北村製本株式会社
代表清算人　北村　裕章
１　決定年月日　令和８年１月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３００２号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　ビッグ株式会社
代表清算人　武　笑美也
１　決定年月日　令和８年１月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００５号
広島市中区白島北町３番14号
清算株式会社　株式会社石井
代表清算人　石井　佑弥
１　決定年月日　令和８年１月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０１９号
東京都港区南青山５丁目10番２号
清算株式会社　株式会社Ｊｏｉｅ
１　決定年月日　令和８年１月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第４号
兵庫県姫路市夢前町前之庄1664番地
清算株式会社　株式会社村上ファーム
１　決定年月日　令和８年１月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２８号
京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地１
清算株式会社　株式会社エムズホテルマネジメント
１　決定年月日　令和８年１月16日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１条　定義
（省略）
第２条　協定債権の弁済
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、各協定債権者の保有債権額の割合に応じて、本協定認可の決定が確定した日の属する月の末日までに、下記の金員を弁済する。
記
⑴　下表の金額
（下表省略）
⑵　なお、弁済日時点における清算株式会社の財産のうち、前号に定める金員、残余財産の確定の日の属する事業年度に係る法人税として京都府及び京都市に納付すべき金員を控除した残額が存在する場合には、協定債権者に対し、当該残額を各協定債権者が有する保有債権額の割合で按分して（１円未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てる。）弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者がそれぞれ指定する下記銀行口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
記
（省略）
第３条　協定債権の放棄
協定債権者は、前条に基づく弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、その余の協定債権を放棄する。
第４条　新たな財産が発見された場合の取扱い
第２条の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の保有債権額の割合で按分して（１円未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てる。）弁済する。なお、協定債権者が前条により行った協定債権の放棄は、本条により新たになされる弁済の限度で効力を失うものとする。
京都地方裁判所第５民事部

再生計画認可